

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述のうち、総務大臣が基地局の免許の申請書を受領したときに審査しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法（第7条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数の割当てが可能であること。
- 2 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

[2] 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び A 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 C することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

| | A | B | C |
|---|----|-------|---------|
| 1 | 員数 | 点検の結果 | その一部を省略 |
| 2 | 員数 | 検査の結果 | 省略 |
| 3 | 技能 | 検査の結果 | その一部を省略 |
| 4 | 技能 | 点検の結果 | 省略 |

[3] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A 、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C の機能に支障を与えるものであってはならない。

| | A | B | C |
|---|-----------|-----------|----------------------|
| 1 | 周波数の偏差 | 空中線電力の偏差等 | 他の無線設備 |
| 2 | 周波数の偏差 | 高調波の強度等 | 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備 |
| 3 | 周波数の偏差及び幅 | 空中線電力の偏差等 | 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備 |
| 4 | 周波数の偏差及び幅 | 高調波の強度等 | 他の無線設備 |

[4] 次の記述は、規格電力、尖頭電力等の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。
- 2 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 3 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 4 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる平均の周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約2分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。

[5] 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には A を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、 B を超える周波数を使用する無線局の無線設備及び C の無線設備の空中線については、この限りでない。

| A | B | C |
|-------------|-----------------|--------------------------------------|
| 1 落下防止の措置 | 5 4 MHz | 陸上移動局又は携帯局 |
| 2 落下防止の措置 | 2 6 . 1 7 5 MHz | 移動する無線局であって、その構造上接地装置を設けることが困難である無線局 |
| 3 避雷器又は接地装置 | 2 6 . 1 7 5 MHz | 陸上移動局又は携帯局 |
| 4 避雷器又は接地装置 | 5 4 MHz | 移動する無線局であって、その構造上接地装置を設けることが困難である無線局 |

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局（総務省令で定める無線局を除く。）の免許人等（注）又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を A 無線設備の B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

注 免許人又は登録人をいう。以下②において同じ。

② 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

| A | B | C |
|----------------------------------|---------|------|
| 1 選任するときは、あらかじめ | 技術操作の管理 | 5年以内 |
| 2 選任するときは、あらかじめ | 操作の監督 | 3年以内 |
| 3 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に | 操作の監督 | 5年以内 |
| 4 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に | 技術操作の管理 | 3年以内 |

[7] 次の記述は、無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第39条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に **A** し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の符号を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 **B**」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 **B**」の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。

- (1) ただいま試験中 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回

② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 **C** どうかを確かめなくてはならない。

③ ①の後段の規定にかかわらず、海上移動業務以外の業務の無線局にあつては、必要があるときは、10秒間を超えて、「 **B**」の連続及び自局の呼出名称の送信をすることができる。

| A | B | C |
|---|---------|---------------------|
| 1 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守 | 本日は晴天なり | 他の無線局から停止の要求がないか |
| 2 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守 | 試験電波発射中 | 他の無線局の通信に混信を与えていないか |
| 3 送信機を最良の状態に調整 | 本日は晴天なり | 他の無線局の通信に混信を与えていないか |
| 4 送信機を最良の状態に調整 | 試験電波発射中 | 他の無線局から停止の要求がないか |

[8] 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 無線通信の業務に従事する者は、特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

[9] 次の記述は、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局が、その発射する電波の質を総務省令で定めるものに適合するよう措置した後の手続について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、この規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちにその電波を発射する。
- 2 その旨を総務大臣に申し出る。
- 3 電波の発射を開始した後、その旨を総務大臣に申し出る。
- 4 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A 場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B に C ことができる。

| A | B | C |
|---------------------------------|-----------------|-----------|
| 1 発生した | 無線局 | 行うことを要請する |
| 2 発生した | 電気通信業務の用に供する無線局 | 行わせる |
| 3 発生し、又は発生する ^{おそれ} がある | 電気通信業務の用に供する無線局 | 行うことを要請する |
| 4 発生し、又は発生する ^{おそれ} がある | 無線局 | 行わせる |

[11] 次の記述のうち、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分はどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限の処分
- 2 6箇月以内の期間を定めて行われる無線局の電波の型式の制限の処分
- 3 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
- 4 無線局の免許の取消しの処分

[12] 次の記述は、免許人が行う固定局の開設後の変更手続について述べたものである。電波法（第17条、第19条、第39条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所等を変更し、又は無線設備の A なければならない。
- ② 総務大臣は、免許人が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ③ 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく、 C なければならない。

| A | B | C |
|-----------------------------------|-------------|---------------------------|
| 1 変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受け | 混信の除去その他 | その旨を総務大臣に届け出なければ |
| 2 変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受け | 電波の規整その他公益上 | その旨を無線局事項書の備考欄に記載しておかなければ |
| 3 変更の工事をしたときは、速やかに総務大臣に届け出 | 電波の規整その他公益上 | その旨を総務大臣に届け出なければ |
| 4 変更の工事をしたときは、速やかに総務大臣に届け出 | 混信の除去その他 | その旨を無線局事項書の備考欄に記載しておかなければ |